公　告　第８号
令和８年１０月２３日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁岐阜試験場
副場長　　橋本　慎一

公　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成３１年４月１日）を熟知の上、参加されたい。

１　入札方式　　一般競争入札（制限付）

２　入札に付する事項

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
試験計測用航空機の年次定期点検	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁岐阜試験場	令和9年2月26日	

説明会　　①　日時　なし
②　場所　なし

３　入札　　①　日時　　令和８年１１月２４日（火）　１０時００分
②　場所　　防衛装備庁岐阜試験場　会議室（庁舎１Ｆ）
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））

４　参加資格　　①　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③　令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされ東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第１８条第４項各号のいずれかに該当する者であること。
なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和８年１１月１９日（木）１２時００分までに当該要件を証する書類等を提出すること。

④　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑤　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑥　都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

⑦　適合条件を満たすことを証明する書類を令和８年１１月１９日（木）１５時００分までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

５　入札方法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保証金　　①　入札保証金　　免除
②　契約保証金　　免除

７　入札の無効　　４の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

８　契約書作成の必要の有無　　有

９　契約をしようとする基本契約条項等　　役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

１０　落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の１００分の５以上の金額を違約金として徴収する。

１１　その他

①　電子調達システムの利用　　本件は、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用する案件である。なお、電子調達システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
≪電子入札による入札書受領期間≫
公告日から令和８年１１月１９日（木）１５時００分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子調達システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙方式に代えるものとする。この場合、令和８年１１月１９日（木）１２時００分まで（行政機関の休日を除く）に下記問い合わせ先に「紙入札方式参加・紙契約書締結　承諾願」を提出すること。

②　端数処理　　入札書に記載された金額の１１０／１００に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③　　原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④　提出資料　　防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを令和８年１１月１９日（木）１２時００分まで（行政機関の休日を除く）に提出するものとする。

⑤　　落札者が中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑥　本書記載事項については防衛装備庁岐阜試験場業務班に照会のこと。
〒５０４－００００
住　所　岐阜県各務原市那加
ＴＥＬ　０５８－３８２－１１０１（内線５５１３）
ＦＡＸ　０５８－３８３－６１２８

別紙

適合条件

１　条件

航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２０条第１項３号及び４号の事業場認定を受けていること。

２　提出書類

第１項の条件を満たすことを客観的に証明する資料。書式は任意とし、提出書類には会社名等を表示すること。

３　提出部数

１部

４　提出期限

令和８年１１月１９日（木）１５時００分まで

５　その他

⑴　虚偽がないものとする。

⑵　書類提出後、官側からの細部補足資料及び説明を求める場合がある。

⑶　提出書類の問い合わせは、令和８年１１月１９日（木）１２時００分まで。

防衛装備庁仕様書

品件名	試験計測用航空機の年次定期点検	仕様書番号	
		作成年月日	令和８年１０月１９日
		作成部課名	岐阜試験場　整備班

１　総則

１．１　適用範囲

この仕様書は、試験計測用航空機（以下、「本航空機」という。）の年次定期点検（以下、「本役務」という。）について規定する。

１．２　用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表１のとおりとする。

表１－用語及び定義

番号	用　　語	定　　義
１	試験計測用航空機	エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７　Ｄ－３型ヘリコプターをいう。
２	整備確認飛行試験	整備等完了後、官側が実施する整備確認飛行試験をいう。
３	耐空限界検査	航空機や発動機の耐空性を保つための BK117D-3 Airworthiness Limitations Section(ALS)に基づく検査をいう。
４	機体検査	エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型　航空機メインテナンスマニュアルに基づく機体の暦日検査及び時間検査をいう。
５	機体追加検査	耐空性を維持するために通常の定期点検とは別に追加で要求される検査をいう。
６	発動機検査	エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型　エンジンメインテナンスマニュアルに基づく発動機の暦日検査及び時間検査をいう。
７	任意装備品検査	エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型　航空機メインテナンスマニュアルに基づく任意装備品の暦日検査及び時間検査をいう。
８	電波法データ取得作業	電波法に基づく電波法検査によるデータの取得作業をいう。
９	ＴＣＤ検査	国土交通省航空局が発行する耐空性改善通報に基づく検査をいう。
１０	サーキュラー検査	国土交通省航空局が発行するサーキュラーに基づく検査をいう。
１１	特別装備品検査	試験計測用航空機　特別装備品取扱説明書に基づく検査をいう。

１．３　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．３．１　法令等

（１）防衛装備庁における航空機の搭乗について（通達）（装官総第３８３０号。２９．３．２４）
（２）航空法（昭和２７年法律第２３１号）
（３）航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）
（４）電波法（昭和２５年法律１３１号）
（５）電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）
（６）登録検査等事業者等規則（平成９年郵政省令第７６号）
（７）フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
　　（平成１３年法律第６４号）
（８）ＴＣＤ―１０６５６－２０２６　ＭＦＤｓイーサネットコネクションの点検

（９）ＴＣＤ―１０６４３Ｂ－２０２６　ローターハブシャフトの亀裂点検
（１０）サーキュラー　整理番号No.３－０１０　高度計及び静圧系統の規格及び点検について
（１１）サーキュラー　整理番号No.３－０１１
　　二次レーダー・トランスポンダ装置の定期点検について
（１２）サーキュラー　整理番号No.３－０１５
　　離陸滑走及び上昇中における操縦者座席の移動に起因する事故の防止について
（１３）サーキュラー　整理番号No.３－０２３　操縦室用音声記録装置（CVR)の点検について

１．３．２　その他

（１）エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型　飛行規程
（２）エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型　航空機メインテナンスマニュアル
（３）エアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型　エンジンメインテナンスマニュアル
（４）試験計測用航空機　特別装備品取扱説明書
（５）試験計測用航空機　特別装備品追加飛行規程
（６）イリジウム・サータス衛星通信装置「ＳＤＬ－３５０」Ｍｏｄｉｆｉｃａｔｉｏｎのお知らせ
（７）改修指示事項実施記録
（８）暦日点検表

１．３．３　関連文書

（１）航空機の安全性の確保に関する訓令（防衛庁訓令第３２号。７．４．１７）
（２）防衛装備庁の電波の監理に関する訓令（防衛装備庁訓令第１９号。平成２７年１０月１日）
（３）知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）

２　本役務の概要

本役務は、装備庁岐阜試験場が所有する本航空機の表２に示す作業等を実施するものである。

なお、本役務の検査結果等は、本航空機が、防衛省機であることから国土交通省及び総務省に対する報告及び承認等は実施しないものとする。

表２－役務の作業等項目

番号	作業等の項目	備考
１	長期防錆	
２	機体検査	
３	耐空限界検査	
４	機体追加検査	
５	発動機検査	
６	任意装備品検査	
７	特別装備品検査	
８	電波法データ取得作業	
９	ＴＣＤ検査	
１０	サーキュラー検査	
１１	フロン排出抑制法検査	
１２	修理等	
１３	給油脂作業等	

２．１　事業場の認定等

契約相手方は、引用文書１．３．１（２）第２０条１項３号「航空機の整備及び整備後の検査の能力」及び引用文書１．３．１（２）第２０条１項４号「航空機の整備又は改造能力」によるエアバス・ヘリコプターズ式ＢＫ１１７Ｄ－３型に関する国土交通大臣の認定を受けた事業者であること。

２．２　本航空機の授受

２．２．１　機体の引渡

（１）引渡場所

本航空機の引渡場所は、契約相手方工場とする。なお、本航空機を官の飛行により引渡場所まで輸送する場合は、契約相手方は以下に示す項目を実施するものとする。

ア）着陸等に必要な申請、経費の支弁等

イ）着陸等に必要な支援

ウ）着陸場所から契約相手方工場への搬入に伴う事項

（２）引渡形態

ア）引渡形態は、別表１に示す引渡形態を基準とする。なお、当該形態から変更がある場合については、引渡会議時に調整を実施するものとする。

イ）搭載燃料は、満量の状態とする。ただし、本航空機を官の飛行により輸送した場合は、当該飛行に伴い消費した燃料量を除いた分量とする。

２．２．２　機体の納入

（１）納入場所

本航空機の納入場所は、契約相手方工場とする。ただし、納入後契約相手方工場から本航空機を官の飛行により岐阜基地へ輸送する場合は、契約相手方は以下の項目を実施するものとする。

ア）離陸等に必要な申請、経費の支弁等

イ）離陸等に必要な支援

ウ）搭載燃料は、満量の状態とする。

（２）納入形態

納入形態は、引渡形態と同一とする。なお、納入形態に変更がある場合は、整備等完了後調整会議において調整を実施すること。

２．３　本役務の内容

表２に示す作業を実施するものとする。

なお、ログカードは、本航空機の引渡から納入までの間、最新の状態に維持するものとする。

２．３．１　長期防錆

機体引渡後、速やかに引用文書１．３．２（２）及び（３）に基づき、長期防錆を実施すること。

２．３．２　機体検査

引用文書　１．３．２（２）、に基づき、表３に示す検査を実施すること。

なお、表３以外に必要な検査等が確認された場合は、官に報告するとともに処置について官と調整するものとする。

表３－機体定期検査

番号	検査項目	備考
１	４００時間中間検査	
２	１２カ月検査	
３	年次点検	

２．３．３　耐空限界検査

引用文書１．３．１（２）及び（３）に基づき、表４に示す耐空限界検査を実施すること。

なお、表４以外に必要な検査等が確認された場合は、官に報告するとともに処置について官と調整するものとする。

表４－耐空限界検査

番号	項目	備考
１	１２カ月検査	
２	１００時間検査	
３	４００時間検査	

２．３．４　機体追加検査

引用文書１．３．１（２）及び（３）並びに引用文書１．３．２（２）及び（３）に基づき、表５に示す機体追加検査を実施すること。

なお、表５以外に必要な検査等が確認された場合は、官に報告するとともに処置について官と調整するものとする。

表５－機体追加検査

番号	検査項目	備考
1	１カ月点検	
2	６カ月点検	
3	１２カ月点検	
4	１年点検	
5	２年点検	
6	４００時間／１年点検	
7	３０００時間／１年点検	

２．３．５　発動機検査

引用文書　１．３．２（３）に基づき、表６及び表７に示す検査を実施すること。

なお、表６及び表７以外に必要な検査等が確認された場合は、官に報告するとともに処置について官と調整するものとする。

表６－ＥＮＧ　Ｎｏ１（Ｓ/Ｎ６１３４６）

番号	検査項目	備考
1	１５時間/７日検査	
2	２５時間検査	
3	２００時間検査	

表７－ＥＮＧ　Ｎｏ２（Ｓ/Ｎ６１３７１）

番号	検査項目	備考
1	１５時間/７日検査	
2	２５時間検査	
3	２００時間検査	

２．３．６　任意装備品検査

引用文書　１．３．２（２）及び（３）に基づき、任意装備品の４００時間以下点検・１２カ月点検を実施すること。なお、本件以外に必要な検査等が確認された場合は、官に報告するとともに処置について官と調整するものとする。

２．３．７　特別装備品検査

引用文書　１．３．２（４）に基づき、表８に示す検査を実施すること。

表８－特別装備品検査

番号	系統名	装置名称	検査項目	備考
1	空調系統	アフト・アビオニクス・ベイ換気装置	アフト・アビオニクス・ベイ換気装置の状態検査	１２カ月点検
2			アフト・アビオニクス・ベイの作動試験。	１２カ月点検

表８－特別装備品検査（続き）

番号	系統名	装置名称	検査項目	備考
3	通信系統	航空交通管制用無線装置（ＵＨＦ無線装置）	航空交通管制用無線装置（ＵＨＦ無線装置）の検査	１２カ月点検
4		試験用無線装置	試験用無線装置の検査。	１２カ月点検
5	電源系統	計測用電源装置	１００ＶＡＣ電源装置の検査	１２カ月点検
6			２８ＶＤＣ電源装置の検査	１２カ月点検
7	航法系統	経路表示装置	経路表示装置の検査	１２カ月点検
8	ドア及びサービス・カバー	ケーブル・サポート	ケーブル・サポート（カーゴ・ドア）のボルト及びその取付け穴周辺の検査	１２カ月点検
9			ケーブル・サポート（アフト・ボトム）クイック・リリース・ピン及びその取付け穴周囲の検査	１２カ月点検

２．３．８　電波法データ取得作業

引用文書　１．３．１（４）～（６）に基づき、表９に示す装備品に関する電波法データ取得作業を実施すること。

表９－電波法データ取得作業

番号	装備品名称	型式	数量	備考
1	電波高度計	KRA405B	１式	
2	機上無線機（ＶＨＦ）	GTN750Xi	２式	
3	自動発出型救命無線機	15-503-134	１式	
4	航空機衝突防止装置	TAS620A	１式	
5	機上距離計測装置	DME-4000	１式	
6	航空交通管制用自動応答装置	GTX335R	１式	
7	気象レーダ	ART2000	１式	
8	航空機用救命無線機（サバイバルＥＬＴ）	ADT406S	１式	
9	機上無線機（ＵＨＦ）	KTR909B	１式	

２．３．９　ＴＣＤ検査

引用文書１．３．１（８）及び（９）に基づき、表１０示すＴＣＤ検査を実施すること。

表１０－ＴＣＤ検査

番号	ＴＣＤ番号	件名	備考
1	TCD-10656-2026	ＭＦＤｓイーサネットコネクションの点検	
2	TCD-10643B-2026	ローターハブシャフトの亀裂点検	

２．３．１０　サーキュラー検査

引用文書１．３．１（１０）～（１３）に基づき、表１１に示すサーキュラー検査を実施すること。

表１１－サーキュラー検査

番号	サーキュラー整理番号	件名	備考
1	Ｎｏ．３－０１０	高度計及び静圧系統の規格及び点検について	
2	Ｎｏ．３－０１１	二次レーダー・トランスポンダ装置の定期点検	
3	Ｎｏ．３－０１５	離陸滑走及び上昇中における操縦者座席の移動に起因する事故の防止について	
4	Ｎｏ．３－０２３	操縦室用音声記録装置（CVR)の点検について	

２．３．１１　フロン排出抑制法検査

引用文書１．３．１（７）に基づき、簡易検査を実施すること。

２．３．１２　修理等

２．３．１２．１　試験用無線装置の整備

（１）ＳＤＬ―３５０の整備

引用文書１．３．２（６）に基づき、イリジウム・サータス衛星通信装置「ＳＤＬ－３５０」の改修を実施すること。

（２）ＭＴＣ－１００の整備

引用文書１．３．２（６）に基づき、２．３．１２．１（１）に対応可能なＦｉｒｍｗａｒｅに更新すること。

２．３．１２．２　経路表示装置の整備

表１２に示す地図データ等を最新版に更新すること。なお、更新するバージョンについては官と調整を実施すること。

表１２－地図データ等の更新

番号	更新地図名称	備考
1	地図データ	
2	登山道データ	
3	等高線データ	
4	ＡＩＰデータ	
5	送電線データ	

２．３．１２．３　機体整備等

（１）自動発出型救命無線装置のバッテリー（Ｐ／Ｎ　Ａ０１０１１）１個の交換を実施すること。
（２）ＳＨＯＣＫ　ＭＯＵＮＴ（Ｐ／Ｎ　Ｅ１Ｅ３２Ｓ４２ＡＬＡＨ）４個の交換を実施すること。
（３）ロータブレーキパッド（Ｐ／Ｎ　Ｂ６３５Ｍ１８Ｘ１２０１ｏｒ３０１）２個の交換を実施すること。
（４）損傷しているキャビン右側後方内装パネルのＳＩＭＵＬＡ　ＳＣＯＯＰ取付け用ボディ・バウンド・リベット（Ｐ／Ｎ　４０９５４４）１個の交換を実施すること。
（５）カルダン・リング及びコントロール・リングを接続するボルトの点検（ＴＣＤ―１０５９４Ａ―２０２６相当）を実施すること。
（６）静圧ライン及び動圧ラインの清掃及び系統機能試験を実施すること。
（７）Ｍ／ＲブレードＰＵフィルムの交換を実施すること。
（８）ウエザーレーダ・レドームカバー避雷ストラップの欠けの修理を実施すること。
（９）ＢＥＬＴ（Ｐ／Ｎ　Ｄ２１１Ｍ１１Ｔ３２０１）１個の交換を実施すること。
（１０）バッテリーの１年点検を実施すること。

なお、２．３．２項又は２．３．４項と重複する場合は当該役務を実施しないものとする。

２．３．１３　給油脂作業等

引用文書１．３．２（２）及び（３）に基づき、表１３に示す給油脂作業及びフィルタの交換を実施すること。オイルの銘柄を変更する場合は、官と調整を実施すること。

なお、２．３．２項、２．３．４項及び２．３．５項と役務が重複する場合は、当該給油脂作業は実施しないものとする。

表１３－給油脂作業

番号	作業内容	オイルの銘柄
1	ハイドロオイル及びフィルタの交換	Aero Shell Fluid 41
2	メイントランスミッションオイルの交換	AIRGO3001
3	ＴＧＢオイルの交換	AIRGO3001
4	エンジンオイル及びフィルタの交換	Mobil Jet Oil254
5	ハイドロポンプシャフトの給油	Aero Shell Fluid 22
6	メイン・ロータスワシュプレート・ベアリングの給油	Aero Shell Fluid 22

２．３．１４　飛行確認

２．３．１項～２．３．１３項終了後、引用文書１．３．２（１）及び（５）に基づき、飛行確認を実施すること。

２．４　調整会議

（１）　中間調整会議

分解及び部品検査完了後、不具合内容及び処置について中間検査報告書としてまとめ速やかに官に報告するとともに、機体の不具合状況を官に説明すること。

なお、当該中間調整会議は、契約相手方工場で実施するものとする。

（２）整備等完了後調整会議

すべての整備、検査及び飛行確認が終了後、当該内容を完成検査報告書にまとめ官に報告するとともに、機体の状況について官に説明すること。

なお、整備等完了後調整会議は、契約相手方工場で実施するものとする。

２．５　確認飛行試験

２．４（２）項の整備等完了後調整会議終了後、官側による確認飛行試験を実施し、官が機体の状況を確認する。当該確認飛行試験を実施するにあたり、契約相手方は以下に示す項目を実施するものとする。

なお、官との調整により、契約相手方の搭乗を可能とする。

（１）運用支援等

ア）離着陸等に必要な申請、経費の支弁等

イ）飛行を実施するための燃料の支弁

ウ）確認飛行試験を実施するための飛行運用支援

（２）確認飛行試験において、官側から指摘された不具合等の速やかに処置を実施し、官に報告するものとする。

（３）（２）項について完成検査報告書へ反映するものとする。

２．６　不具合発生時の処置

本役務中に発見された本航空機の不具合については次によるものとする。

２．６．１　軽微な不具合

（１）本役務中に発見された軽微な不具合は、引用文書１．３．２（２）～（４）に基づき、修理等を実施するとともに、実施した修理等の内容は、軽微な修理報告書としてまとめること。

（２）本修理等において官給品が必要な場合は、官と調整すること。

２．６．２　重大な不具合

本役務中に発見された重大な不具合は、速やかに重大な不具合報告書を作成し、その都度、官に報告すること。

なお、当該不具合の処置については、官と協議のうえ決定するものとする。

３　検査

（１）書類確認

２．３項について提出資料及びログカードにより実施する。

（２）機体確認

２．３項について立会により確認を実施する。

（３）飛行確認

２．３項について確認飛行試験により確認を実施する。

４　役務対象品

役務対象品は、表１４のとおりとする。

表１４―役務対象品

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	ＡＴ２４０１	1式	令和８年１１月２７日（基準）とする。細部は官との調整による。	契約相手方工場	納期までとする。細部は官との調整による。	契約相手方工場	

５　その他

５．１　材料及び消耗品等

本役務で必要となる材料、消耗品及び燃料等は、契約相手方が準備するものとする。

５．２　貸付品

貸付品は、表１５のとおりとする。

なお、契約相手方から申請がない場合は、貸付を実施しないものとする。

表１５―貸付品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	野外駐機用機材	1式	令和８年１１月２７日以降とする。細部は官との調整による。	契約相手方工場	納期までとする。細部は官との調整による	契約相手方工場	

５．３　貸付文書

貸付文書は、別表２のとおりとする。なお、契約相手方から申請がない場合は、貸付を実施しないものとする。

５．４　提出資料

契約相手は、表１６に示す資料を官に提出すること。

表１６―提出資料

番号	名　　称	数量	提出時	備　　考
1	中間結果報告書	１部	中間調整会議時	紙媒体
2	軽微な不具合報告書	１部	納期までに	紙媒体。不具合が発見された場合に提出
3	重大な不具合報告書	１部	不具合発見後速やかに	紙媒体。不具合が発見された場合に提出
4	完成検査報告書	１部	納期までに	紙媒体

５．５　知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、次によるものとする。

官は、この契約の履行中及び終了後５年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用し及び複製（契約相手方の指定するものの複製を除く）することができる。

５．６　情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た情報の取扱いに当たっては、適切に管理するものとする。

５．７　部外者の防衛装備庁に所属する航空機の搭乗

契約相手方は、引用文書１．３．１（１）に基づき、航空機搭乗申請を官に提出するものとする。

５．８　官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、器材及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

５．９　発生材の処置

本役務で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に破棄、処分するものとする。

５．１０　航空保険等

航空保険等については以下のとおりとする。

（１）契約相手方は、本役務の履行に当たり役務対象品の航空保険に加入するものとし、その保険料は本役務に含まれるものとする。

（２）契約相手方は、前項により加入した航空保険の保険証券のコピーを官に提出又は保険証券を官に提示するものとする。

（３）官は、契約相手方が保険金を受領した場合において、役務対象品の修補（良品との取替えを含む。）が可能なときを除き、契約相手方に対し役務対象品の損害額の請求権を有するものとし、契約相手方は、官に対し当該金額を支払うものとする。

（４）飛行試験中に発生した事故により第三者に損害を与えた場合
において、飛行試験中の第三者賠償責任保険をもって補填することができない部分については、契約相手方が当該部分の賠償の責を負うものとする。ただし、当該事故が官の責に帰すべき理由によるものである場合は、当該部分につき官が賠償の責を負うものとし、契約相手方は、直ちに官にこの旨を通知するものとする。

５．１１　その他

（１）契約後に発刊されたＴＣＤ、サービス・ブリテン及びサーキュラーについては、官に報告するとともに処置について官と調整するものとする。

（２）本役務の実施にあたり必要な申請等は、官との調整により、契約相手方が実施するものとする。

（３）細部にわたり官と密接な連絡を保ち、良好な成果が得られるように努めるものとする。

（４）この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

別表１－引渡形態（主な装備品）

番号	任意装備品・特別装備品の別	装備品名称	部品番号等	備考
１	任意装備品	探照／着陸灯	D3343-600-00 D3343-800-00	
２		機内増槽タンク　プロビジョン	D2818-100-10	
３		自動射出型救命無線機（ADELT）	D2563-200-00	
４		高さ調整機能付きパイロット座席	D2512-102-00	
５		高さ調整機能付きコパイロット座席	D2512-101-00	
６		搭乗者座席	D2522-400-00	８人座席
７		気象レーダ（RDR　2000（Honeywell））	D3443-000-10 （プロビジョン） D3443-020-30 （コントロール） D3443-100-00 （レドーム）	
８		航空機衝突防止装置（ACAS）（Avidyne TAS620A）	D2327-100-00	
９		高視認性メイン・ロータ・ブレード塗装	D6214-000-00	
１０		機体ホイスト装置　Fixed Provision		
１１		キャビン・スライド窓	D5632-101-00 D5632-102-00	
１２		エマージェンシー・フロート	D3214-000-10／30	
１３	特別装備品	試験用無線装置	D231KG5001-051	
１４		経路表示装置	D346KS2801-053	
１５		支持装置（側方用支持装置）	Rescue　Hoist System の Fixed Provisions	
１６		支持装置（下部用支持装置）	Centerline　Camera Carrier　System（CCCS）の Nose Cover	
１７		計測用電源装置	D240KG0001-051	
１８		航空交通管制用無線装置（ＵＨＦ無線装置）	D231KG3001-051	
１９		ケーブル引き込み口	D524KG2001-051	ケーブル引き込み口は、蓋を取り付けた状態

別表２－貸付文書

番号	名称	数量	引渡場所	引渡時期	返納場所	返納時期	有償無償の別
1	試験計測用航空機　特別装備品取扱説明書	１冊	岐阜試験場	契約相手方の申請後速やかに	岐阜試験場	納期まで	無償
2	試験計測用航空機　特別装備品追加飛行規程	１冊					
3	改修指示事項実施記録	１冊					
4	暦日点検表	１冊					
5	イリジウム・サータス衛星通信装置「ＳＤＬ－３５０」Ｍｏｄｉｆｉｃａｔｉｏｎのお知らせ	１枚					

公告	番　　号	8
	年 月 日	令和8年10月23日

入札書

令和8年11月24日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁岐阜試験場
副 場 長　　橋本 慎一　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得（地方調達）」及び基本契約条項等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金 額 ￥

納　　地	防衛装備庁岐阜試験場
履行期限	令和9年2月26日
業者コード	

品　　件　　名	規　　格	数量･単位	単　　価	金　　額
試験計測用航空機の年次定期点検	仕様書のとおり	1件		
計				

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の１００／１１０に相当する金額を記入すること。

令和８年　月　　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁岐阜試験場
副場長　　橋本　慎一　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加・紙契約書締結　承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、本書の提出にて申し出いたします。

１　件名、公告番号、公告年月日
「試験計測用航空機の年次定期点検」、公告第８号、令和８年１０月２３日

２　入札日時
令和８年１１月２４日（火）１０時００分

３　政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

４　今後の導入予定について

郵便による入札について

１郵便による入札方法

一般書留郵便･簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)」の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁　岐阜試験場　分任支出負担行為担当官」とすること。

２郵送する書類等

①　入札書

３ 封筒について

① 前項①を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦235㎜×横120㎜） 程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

４入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

５入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

６その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒５０４－００００

岐阜県各務原市那加官有地無番地

防衛装備庁岐阜試験場　分任支出負担行為担当官　宛

「入札書在中」

《参考》　　※　あくまでも例なので、縦横等は随意

内封筒（表）

長３程度

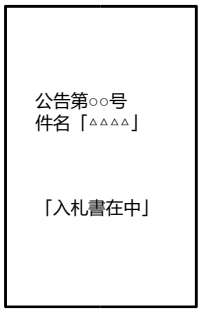

又は

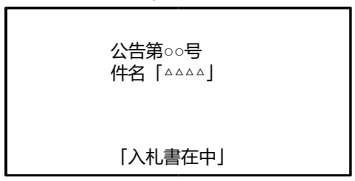

内封筒（裏）

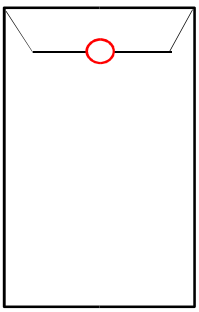

又は

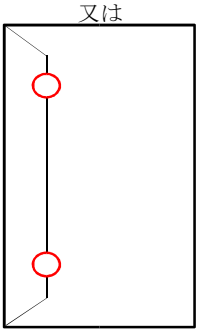

外封筒

（内封筒が入るサイズ）

